

---

**監 査 委 員**

---

**5年監査公表第3号**

令和4年度に執行した監査の結果（令和4年5月31日から令和4年9月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事、京都府教育委員会教育長及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月4日

京都府監査委員	兎 本	和 久
同	北 岡	千はる
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

**1 定期監査**

監査の結果

**【部局別】****(1) 知事直轄組織**

広報課

(指摘)

予定価格を超えた額で契約を締結していたもの

(措置の内容)

監査終了後、予定価格調書及び採用決定について、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）等を参照し、適正に作成・執行するよう、課内職員に改めて注意喚起を行った上、今後の適切な事務処理について徹底を図った。

今後は、見積採用決定の仰裁時には、見積額が予定価格の範囲内であることを確認した上で採用決定するよう、課内の複数人で確認する体制を徹底することとした。

## (2) 総務部

## ① 税務課

(指摘)

複数年にわたり行政財産使用料を過少徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、係内で指摘事項について共有するとともに、直ちに正しい計算方法に基づいて使用料算定内容全体の点検を行い、差額は令和4年8月に徴収した。

今後は、使用料の算定において、根拠となる条例や規則等の確認を行うとともに、算定に使用する数値についても、これらに基づく適正なものとなっていることについて十分確認を行い、再発防止に努めることとした。

## ② 府有資産活用課

(指摘)

複数の庁舎管理業務に係る経費支出伺いが未実施であったもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、庁舎管理業務に係る適正な事務処理についての共通理解を図るとともに、見積書上で経費支出の伺いと採用決定の伺いを併せて行う場合の伺い文を定型化し、課内に周知した。

(指摘)

随意契約の予定価格調書の作成日を誤記していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、契約業務に係る適正な事務処理についての共通理解を図るとともに、予定価格調書の作成を必要とする案件については、見積書との照合を時間に余裕をもって行えるよう、計画的な業務執行に努めることとした。

## (3) 府民環境部

## ① 男女共同参画課

(指摘)

ネット上の有料イラストを無断使用していたもの

(措置の内容)

事案判明後直ちに、広報物やホームページ上に同様の案件がないか確認を行い、イラスト等を使用する際には出典の確認を徹底するよう課内に注意喚起した。

また、全庁に注意喚起するため、政策法務課において、職員向けメルマガでの配信、京都府職員ポータルサイト全庁掲示版への文書掲載及び主管課長会議での周知を行った。

なお、さらなる周知徹底を図るため、政策法務課の主催で、令和4年3月には京都府職員を対象にした研修を開催し、さらに、令和4年8月には政策法務課及び京都府広報協議会の共催

で、知的財産権を専門とする弁護士であり、弁護士でもある講師を招き、京都府職員のほか京都府広報協議会の会員である府内市町村職員も対象にした研修を開催し、所属職員を積極的に参加させた。

今後も、様々な機会を捉えて、著作権に対する理解の促進を図るとともに、広報物等でイラストを使用する際には、出典の入念な確認、複数職員による二重チェックの実践等を推進することで再発防止を徹底することとした。

## ② 環境管理課

(指摘)

売電収入の年度区分を誤っていたもの

(措置の内容)

監査の指摘を受け、受入年度の誤りを防ぐため、月ごと、測定所ごとの売電実績を管理するための整理表に、①3月の実績であっても、翌年度4月の受入れとなるものについては翌年度の収入となる旨注意書きを追記するとともに、翌年度4月に納期の末日がくる3測定所（島、八津合、盛郷）の3月分の実績記入欄にあらかじめ斜線を引き、入力不可とした。②上記3測定所については、現行の整理表に、4月に受入れがあった前年度分の実績を記載する欄を追加した。

今後、受入年度の誤りを防ぐため改善をした整理表を使用するとともに、本件の経過や、納期の末日の属する年度を確認する必要性を周知し、年度区分の誤りが生じないように努めることとした。

## (4) 建設交通部

## ① 道路計画課

(指摘)

謝金に係る所得税を過大徴収していたもの

(措置の内容)

直ちに相手方に対して過大徴収分を返還するとともに、税務署に対して過納税額の還付を請求した。また関係職員に対して指摘事項を周知した。

今後は、課内決裁及び支出審査において複数職員による根拠法令・税額の確認を徹底するとともに、各職員の引継や定期的な係会議等において注意喚起を行い、再発防止を図ることとした。

## ② 住宅課

(指摘)

行政財産使用料を過少徴収していたもの

(措置の内容)

直ちに相手方に対して経緯を説明した後、不足額の調定を行った。また関係職員に対して指摘事項を周知した。

今後は、実際に算定業務を行っている指定管理者に対する指導や、課内決裁において複数職

員による根拠法令・金額の確認を徹底するとともに、各職員の引継や定期的な係会議等において注意喚起を行い、再発防止を図ることとした。

(5) 教育委員会

① 総務企画課

(指摘)

請負代金が未払であったもの

(措置の内容)

監査終了後、請負業者に確認したところ、請求書を発行していないことが判明したことから、直ちに請求書の発行を依頼し、支払を完了するとともに、課内で指摘事項を共有し、適正な支払事務の執行について、注意喚起を行った。

また、複数人で、請求書受理等業務の進捗状況を把握するとともに、支出負担行為書の登録を行うことで、チェック体制を強化し、再発防止を徹底することとした。

② 学校教育課

(指摘)

委員謝金等の支払が著しく遅延していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内に指摘事項を周知し、会議開催通知等の起案時に謝金管理システムの登録及び経費支出伺いを行うよう事務を見直した。

また、会計事務月次チェックにおいて、出力する予定登録一覧表と課内で共有している支払予定情報とを突合することにより、相互チェックを徹底した。

③ 特別支援教育課

(指摘)

国庫補助金受入れの年度区分を誤っていたもの

(措置の内容)

国庫補助金の収入に係る事務は、人事異動期に行うことが多いため、収入年度を含めたチェックリストを作成した上で、複数体制でのチェックを行うなど再発防止に努める。

また、国庫補助金の受入れに限らず、4月及び5月の支出については、会計年度が混在する時期であるため、時機を逃さず担当者や課内の決裁者各位に注意喚起を行うとともに、会計通信等も用い周知徹底を行うこととした。

④ 文化財保護課

(指摘)

支払内訳書の作成誤りにより補助金を誤払していたもの

(措置の内容)

事後点検で誤りに気づき、直ちに支出・返納の手続を行った。

今後は、交付決定の起案において、誤りのないよう複数の職員で点検をすることに加え、やむを得ず決裁途上で金額の修正を行う場合は、

計算間違いがないか必ず再点検を行うとともに、統合財務システムの入力内容についても修正漏れがないか確認を行うことを徹底する。

また、額の確定の起案時及び支出命令書起票時にも、金額の確認及び統合財務システムとの突合を行い、経理担当の職員も含めて課全体でチェックできる体制を整備することとした。

⑤ 府立中丹支援学校

(指摘)

納入通知書兼相殺通知書を仰裁せず発行していたもの

(措置の内容)

監査終了後、改めて適切な文書事務について確認し、納入通知書兼相殺通知書を含めた仰裁の流れについて見直しをした。

今後はより一層「京都府立学校文書取扱規程」に従い適正な事務手続を進めるとともに、決裁時の相互点検を適切に行うこととした。

(指摘)

統合型地理システム（GIS）提供地図を無断使用していたもの

(措置の内容)

監査終了後、事務室内で指摘内容について共通理解を図るとともに、GIS等の行政事務支援システムに導入されているシステム等を利用する際には、その都度利用規約等の確認を必ず行うこととした。

また、校内の会議で本事例を周知し、校内全体で著作権に対する理解促進を図った。業務上使用する画像等の著作物についても、回議決裁時により意識をもって著作権者への利用確認を徹底していくこととした。

(6) 公安委員会

警察本部

(指摘)

中止した研修の講師謝金等を誤払していたもの

(措置の内容)

誤払した講師謝金等については速やかに返納手続を行うとともに、他に同様の誤りがないことを確認した。

今後は、支払手続を行う警察本部会計課と研修を実施する業務主管課との連携を強化するとともに、業務主管課における研修実施結果と支払内容との突合確認を確実にし、再発防止を徹底することとした。